



福島医発第 1574 号（地）
令和 6 年 9 月 2 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

急性弛緩性麻痺の情報提供について

急性灰白髄炎（ポリオ）については、世界保健機関（WHO）の「ポリオ根絶戦略 2022-2026」において、各国で急性弛緩性麻痺（AFP）を発症した患者を把握し、当該患者に対してポリオに罹患しているか否かの検査を実施のうえ、ポリオが発生していないことを確認するよう求められております。

また感染症法上、ポリオを除く AFP について診断した医師は届出を行うことが義務づけられています。

今般、WHO の基準に基づき、ポリオウイルスによる急性弛緩性麻痺が否定できない症例については、国立感染症研究所において個別に評価を行い、ポリオの疑いがあるか否かの分類を行う体制が整備されたことを踏まえ、自治体に対し、求めがあった場合は、届出のあった AFP の症例について収集した情報を別紙「急性弛緩性麻痺症例 60 日後追跡報告書」を用いて、国立感染症研究所へ提供するよう、厚生労働省より日本医師会を通じて依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第 918 号（健Ⅱ）

令和 6 年 8 月 23 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
笹 本 洋 一

急性弛緩性麻痺の情報提供について

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）長宛標記の通知がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

急性灰白髄炎（ポリオ）については、世界保健機関（WHO）の「ポリオ根絶戦略 2022-2026」において、各国で急性弛緩性麻痺（AFP）を発症した患者を把握し、当該患者に対してポリオに罹患しているか否かの検査を実施のうえ、ポリオが発生していないことを確認するよう求められております。

また感染症法上、ポリオを除く AFP について診断した医師は届出を行うことが義務づけられています。

本通知は、WHO の基準に基づき、ポリオウイルスによる急性弛緩性麻痺が否定できない症例については、国立感染症研究所において個別に評価を行い、ポリオの疑いがあるか否かの分類を行う体制が整備されたことを踏まえ、自治体に対し、求めがあった場合は、届出のあった AFP の症例について収集した情報を別紙「急性弛緩性麻痺症例 60 日後追跡報告書」を用いて、国立感染症研究所へ提供するようお願いするものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

（参考）

「急性弛緩性麻痺を認める疾患のサーベイランス・診断・検査・治療に関する手引き」（第 2 版）：

<https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/AFP/AFP-guide.pdf>

厚生労働省ホームページ

感染症法に基づく医師・獣医師の届出基準急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）：

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01-05-180413.html>

感感発0822第20号
令和6年8月22日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課長
(公 印 省 略)

急性弛緩性麻痺の情報提供について（依頼）

急性灰白髄炎（以下「ポリオ」という。）については、世界保健機関（以下「WHO」という。）の「ポリオ根絶戦略2022-2026」において、ポリオの根絶を目指す観点から、各国で急性弛緩性麻痺（以下「AFP」という。）を発症した患者を把握し、当該患者に対してポリオに罹患しているか否かの検査を実施のうえ、ポリオが発生していないことを確認するよう求められているところです。また、ポリオを除くAFPについては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）上、AFPを診断した医師は法第12条第1項に基づき届出を行うことが義務づけられています。

今般、WHOの基準に基づき、ポリオウイルスによる急性弛緩性麻痺が否定できない症例については、国立感染症研究所において個別に評価を行い、ポリオの疑いがあるか否かの分類を行う体制が整備されました。

つきましては、貴職におかれましては、法第12条第1項に基づき届出のあったAFPの症例について、国立感染症研究所から求めがあった場合は、積極的疫学調査で収集した情報を別紙「急性弛緩性麻痺症例60日後追跡報告書」を用いて、法第15条第13項に基づき、当該研究所へ提供していただくようお願いいたします。

なお、本通知については、公益社団法人日本医師会にも共有しておりますことを申し添えます。

（参考）

- 「急性弛緩性麻痺を認める疾患のサーベイランス・診断・検査・治療に関する手引き」（第2版）

<https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/AFP/AFP-guide.pdf>

- 厚生労働省ホームページ 感染症法に基づく医師・獣医師の届出基準
急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01-05-180413.html>

急性弛緩性麻痺症例60日後追跡報告書

基本情報

1	担当保健所		担当課	
	連絡日時	年 月 日 時	連絡方法	☐ 面接 ☐ 電話 ☐ その他()
2	回答者	☐ 医療機関(担当医・主治医など) ☐ 家族・保護者(本人との関係:)		
3	感染症発生動向調査システム報告 ID		4	患者居住地保健所名
5	国内におけるポリオワクチン接種歴: ☐ 0回 ☐ 1回 ☐ 2回 ☐ 3回 ☐ 4回 ☐ 5回			
	海外におけるポリオワクチン接種歴: ☐ 無 ☐ 有(☐ 不活化ワクチン ☐ 生ワクチン、接種日: 年 月 日、接種国())			
	発症前約3か月における同居家族等の生ワクチン接種歴: ☐ 無 ☐ 有 続柄()、接種日: 年 月 日、接種国())			

診断及び検査等(発症日から起算し、60日から90日後の診断や検査の所見)

6	最終診断名:
7	MRI 検査の実施: ☐ 無 ☐ 有(撮影部位: 脊髄(☐ 造影あり、 ☐ 造影なし)、 ☐ 頭部)
	画像所見
8	電気生理学的検査の実施: ☐ 無 ☐ 有
	運動神経伝導検査所見:
	感覚神経伝導検査所見:
	F 波所見:
9	髄液検査の実施: ☐ 無 ☐ 有(細胞数増多: ☐ 無 ☐ 有、その他所見())
10	微生物学的検査
	ウイルス検査の実施
	☐ 無 ☐ 有(結果: 、検査実施機関: 、検査方法: 、検体:)
	☐ 無 ☐ 有(結果: 、検査実施機関: 、検査方法: 、検体:)
	細菌検査の実施
	☐ 無 ☐ 有(結果: 、検査実施機関: 、検査方法: 、検体:)
11	自己抗体等のその他の検査結果

追跡時情報(発症日から起算し、60日から90日後)

12	医療機関名:	担当医:	診察日: 年 月 日	電話番号:	
	追跡時の経過	☐ 残存麻痺あり(上肢(☐ 右・ ☐ 左) 下肢(☐ 右・ ☐ 左)) ☐ 残存麻痺なし ☐ 既に死亡			
		運動麻痺の経過: ☐ 改善傾向 ☐ 増悪傾向 ☐ 不変			
		異常感覚の有無: ☐ 無 ☐ 有			
		感覚障害の有無: ☐ 無 ☐ 有			
	追跡時に認めた麻痺以外の症状や身体所見				
その他の専門検討会における病型決定(ポリオとの鑑別)に資すると考えられる症例の情報					